

## 医療法人 健康会 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年12月1日～平成32年11月30日までの 3年間
2. 内容

目標1：全職員の年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間5日以上とする。

### <対策>

- 平成30年3月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握する
- 平成30年3月～ 各部署において、年次有給休暇の取得計画を策定する

目標2：子供を育てる職員の働きやすい生活環境を提供する

### <対策>

- 平成30年3月～ 事業所内保育所の概要を在籍職員に周知する
- 平成30年3月～ 求職者に対して、事業所内保育所の利用について周知する

目標3：子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、時間単位での取得を認めるなどの弾力的な運用）。

### <対策>

- 平成30年3月～ 制度の導入、社内会議や社内ネットなどによる職員への周知